

# 中小企業と中小企業政策に関する新パラダイム:私の研究課題

黒瀬直宏

「豊橋創造大学紀要」の創刊を私自身の中小企業研究の新たなスタートとすべく、今後の研究課題をまとめさせて頂くことにする。

## 1. 中小企業の変化に関する研究

私は「経済構造の変化と中小企業のあり方」という視角から中小企業の変化を研究している。中小企業が「変化」を通じて「高度化」(経営体質の向上と企業間関係上の地位の上昇)することができるが、日本経済の健全な発展に不可欠という問題意識からである。

現在進行中の変化を把握するには過去の動きを振り返らなくてはならない。そこで、今までの中小企業の変化を各時代を代表する「成長中小企業」の類型の変化として捉えてみた。その概略は次のとおりである。

戦後、中小企業は低賃金を存立基盤としていた。だが、重化学工業化を柱とする高度成長期(50年代半ば以降)に入ると、量産型中小企業(テイラー原理に基づく分業編成と専用機により、互換性ある部品や均質な製品を効率よく生産する中小企業)が出現する。低成長期(70年代半ば以降)に入ると、量産能力はもはや中小企業の成長条件とはなりえず、代わってソフト型中小企業(ソフトな経営資源とME技術で武装し、フレキシブルに多品種少量生産を行う中小企業)が現れる。プラザ合意後の産業調整期(80年代半ば以降)には産業は技術集約的分野に急速に移行、中小企業は高度化する要求をブレイクスルーする開発力が必要となった。そこで開発志向型中小企業(独自の開発力を持ち、技術・製品開発を経営戦略の要とする中小企業)が新たな成長中小企業の類型として登場した。

そして、現在また中小企業の成長条件は大きく変化している。

ソフト型中小企業、開発志向型中小企業への発展により中小企業は独自の生産技術、開発力を備えることになり、大企業から技術面での自立を達成した。だが、市場面での自立はこれに追いつかず、直接、間接に大企業に市場を依存していた。そのため大企業の「領導」下で中小企業が利益の分け前を得るといった仕組みは継続していた。現在、この大企業「領導」体制が崩壊を始めた。90年代不況を契機とするリーディング産業の消滅(大量生産型機械工業の失速)、東アジアベースでの産業連関の構築とリストラにより、中小企業は大企業に市場を依存できなくなったからである。

今や、中小企業は市場面でも大企業から自立するため独自の市場開拓能力を持たねばならな

い。これが、中小企業の新たな成長条件となった。だが、市場は超成熟化し、メガコンペティションが吹き荒れている。こういう状況下での市場開拓は、新ニーズの掘り起こしによる市場開拓、つまり市場創造でなくてはならない。市場創造は容易ではないが、個々の顧客と協働で新ニーズを掘り起こし、独自の技術やシステムでそれを満たすカスタムメイド型の市場創造を行っている中小企業が増えている。顧客との1対1の対話からカスタマイズした製品を提供する「カスタムメイド・多品種少量生産」が拡大しているからである。

このように、これからの成長中小企業は市場創造型中小企業であり、その動きはすでに始まっているのである<sup>1)</sup>。

私のこれからの研究課題は中小企業のこうした新しい発展段階に対応した新しい中小企業論(中小企業に関する新パラダイム)の構築である。

第一は、中小企業を巡る新たな競争論(戦略論)の展開である。「カスタムメイド・多品種少量生産」における競争や取引の形態は大きく変化ははずだし、現に変化が始まっている。例えば、a. 競争は微小音化した市場情報(潜在ニーズ)を巡って展開される、b. 顧客との関係をいかに発展させるかが市場確保のポイントである、c. 多様なネットワークに入り込むことが経営資源上の優位に立つ鍵である(連結の経済性)、d. 人材の重要性は従来にも増して高まっている、といったことである。これらを基に中小企業を巡る新しい競争論や経営戦略論の展開が必要である。

第二は日本の下請制の変化についてである。下請制は大企業側の東アジアベースでの産業連関の構築とリストラ、中小企業側の自立への動きを2要因として激変し、「日本的」とされた特徴を失いつつある。これに対応した新たな企業間関係論が必要である<sup>2)</sup>。

第三は経済体制論と結びついた中小企業論の展開である。「カスタムメイド・多品種少量生産」の拡大と言ったのは、産業が「少品種大量生産」「マス・多品種少量生産」「カスタムメイド・多品種少量生産」と変化するという認識に立っている。この見方をより深めるため、レギュレーション学派のコンセプトを借用し、前2者をフォーディズム、後者をポストフォーディズムと位置づけられないかと思っている。こうした経済体制論と結びついた中小企業論を展開したい。

## 2. 中小企業政策に関する研究

私の中小企業研究のもう一つの柱が中小企業政策の研究である。

現在、中小企業政策は大きな転換点を迎えている。戦後の中小企業政策は1948年、中小企業庁の開庁により本格的に出発した。同庁の掲げた政策は、経済民主化型中小企業政策であり、

1) 以上については「市場創造と中小企業の新パラダイム」(佐藤芳雄 編著 1996 『21世紀、中小企業はどうなるか』慶応義塾大学出版会)、「市場創造型中小企業の可能性 インターネット時代を視野に含めて」(日本中小企業学会第16回全国大会プロシーディングズ掲載予定)で述べた。

2) 「日本の下請制の変化に関する予備的考察」(白鷗大学論集1995)でテンタティブな検討を行った。

財閥解体政策の延長上に立ち、中小企業を経済力集中の対抗力として発展させようとするものであった。1963年、「中小企業基本法」の制定により産業構造政策型中小企業政策が本格化した。これは日本の産業構造高度化と国際競争力強化のために中小企業の近代化を図るもので、その目的、政策手段とも産業構造政策の原理に立つものであった。これ以後、中小企業政策は近年に至るまで内容は変化しつつも、産業構造政策型中小企業政策として展開されてきた。しかし、90年代不況をきっかけに産業政策を含む日本経済の大転換が始まり、産業構造政策型中小企業政策も転機を迎えている。

私はこうした時代認識に立って戦後の中小企業政策史と今後の中小企業政策のあり方を研究し、『中小企業政策の総括と提言』（仮題）としてこの3月末までに発刊することになっている。今後は、本書で提言した「ネオ・経済民主化型中小企業政策」（経済民主主義と中小企業主体の産業化を高次の目的とし、独立中小企業の育成を具体的目的とする中小企業政策）の実現に向けて、より実践的なレベルでの研究を行うつもりである。